

【障がい分】事業概要

○ 福祉・介護職員処遇改善支援事業

(1) 対象事業所

本事業の対象は、以下のいずれかに該当する障害福祉サービス施設・事業所等（障害児入所施設、障害児通所支援事業所を含む（以下「障害福祉サービス事業所等」という。））とする。

- ① 表1に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について」（令和7年12月26日付け障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について」（令和7年12月26日付けこ支障第477号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」（以下「障がい分の国実施要綱」という。）6（1）の要件を満たすもの
- ② 表2に掲げるサービス類型の障害福祉サービス事業所等であって、障がい分の国実施要綱6（2）の要件を満たすもの

※ 本事業が人材流出を防ぐための緊急的対応としての支援であることを踏まえ、基準月は令和7年12月とし、原則、令和7年12月におけるサービス提供による報酬額から、6月分の補助額を算出することとする。

※ 以下の障害福祉サービス事業所等は本補助金の対象外とする。

- ・ 令和8年4月以降に新規開設された障害福祉サービス事業所等
- ・ 障がい分の国実施要綱8（1）の計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかになっている障害福祉サービス事業所等

(2) 対象者

対象となる障害福祉サービス事業所等に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者

(3) 補助金の要件

障がい分の国実施要綱6のとおりとする。

(4) 補助対象経費

障がい分の国実施要綱7のとおりとする。

(5) 交付額

障害福祉サービス事業所等に対する補助額は、以下の式により障害福祉サービス等利用（以下、「利用者」という。）ごとの補助額を算出し、障害福祉サービス事業所等ごとに補助額を合計することで確定することとする。

なお、利用者ごとの補助額の算出に当たっては、1円未満の端数は切り捨てとする。

$$\text{利用者ごとの補助額} = \text{基準月の障害福祉サービス等総報酬} \times \text{交付率}$$

※ 基準月の障害福祉サービス等総報酬は、基準月の障害福祉サービス報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。）に、1単位の単価を乗じたもの。対象月の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分の単位数を含む。

※ 交付率は、サービス類型及び障がい分の国実施要綱6の補助金の要件別に6月分として設定された表1、表2に掲げる交付率とする。

※ 基準月は、原則、令和7年12月とする。

※ 障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

(6) 対象事業所数

約400法人（推計）

(7) 交付スキーム

ア 県は、施設・事業所等に対し、事業案内及び事業の申請開始を周知する。

※ 申請は、法人単位とする。また、申請様式は県ホームページに掲載し、各法人においてダウンロードすることとする。

イ 各法人は、申請書等を県へ提出する。

ウ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、交付決定通知を発送する。

エ 各法人は、県に対して岩手県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）が算定した交付額を請求する。

オ 県は、国保連が算定した交付額を法人に対して支払う。

カ 各法人は、変更交付申請書等を県へ提出する。（国保連算出額に合わせた変更交付申請）

キ 県は、申請書等を審査の上、申請者である法人に対し、変更交付決定通知を発送する。

ク 各法人は、事業完了後、県に対し、実績報告書及び請求書を提出する。

ケ 県は、実績報告書及び申請書を審査し、各法人に対し、決定した交付額を支払う。

(8) 交付スケジュール

| 実施期間 | 内 容 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 令和8年2月20日 ～令和8年3月20日 | 法人からの申請書受付 |
| 令和8年2月下旬 ～令和8年4月下旬 | 申請書の審査、交付対象事業所リストの作成 |
| 令和8年4月中旬 ～令和8年5月中旬 | 県から交付決定通知の順次発送 |
| 令和8年4月下旬 ～令和8年6月中旬 | 県から交付額の順次支払い（前金払） |
| 令和8年7月 ～令和8年11月 | 法人からの変更交付申請（国保連算出額）の受付・審査 県から変更交付決定通知の発送 法人からの実績報告書及び請求書受付・審査 |
| 令和8年9月 ～令和8年11月 | 県から変更交付額の支払い（精算払） |

表1 福祉・介護職員処遇改善支援事業対象サービス類型別交付率

| サービス区分 | 交付率 |
|-------------------|-------|
| 居宅介護 | 20.3% |
| 重度訪問介護 | 20.3% |
| 同行援護 | 20.3% |
| 行動援護 | 20.3% |
| 重度障害者等包括支援 | 20.3% |
| 生活介護 | 11.1% |
| 施設入所支援 | 22.2% |
| 短期入所 | 22.2% |
| 療養介護 | 22.2% |
| 自立訓練（機能訓練） | 23.0% |
| 自立訓練（生活訓練） | 23.0% |
| 宿泊型自立訓練 | 23.0% |
| 就労選択支援 | 11.4% |
| 就労移行支援 | 11.4% |
| 就労継続支援A型 | 11.4% |
| 就労継続支援B型 | 11.4% |
| 就労定着支援 | 11.4% |
| 自立生活援助 | 11.4% |
| 共同生活援助（介護サービス包括型） | 14.1% |
| 共同生活援助（日中サービス支援型） | 14.1% |
| 共同生活援助（外部サービス利用型） | 14.1% |
| 児童発達支援 | 18.5% |
| 医療型児童発達支援 | 18.5% |
| 放課後等デイサービス | 18.5% |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 18.5% |
| 保育所等訪問支援 | 18.5% |
| 福祉型障害児入所施設 | 80.8% |
| 医療型障害児入所施設 | 80.8% |

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表2 福祉・介護職員処遇改善支援事業対象サービス類型別交付率

| サービス区分 | 交付率 |
|----------------|-------|
| 計画相談支援 | 47.0% |
| 地域相談支援（地域移行支援） | 47.0% |
| 地域相談支援（地域定着支援） | 47.0% |
| 障害児相談支援 | 47.0% |